

会 議 録

令和5年度第1回宮古島市教育委員会（定例会）		
日 時	令和5年4月27日（木） 開会：午後2時1分 閉会：午後2時56分	
場 所	宮古島市役所 3階 会議室①	
出席委員名	教育長 大城 裕子 教育長職務代理者 中尾 忠祐 教育委員 下地 一美 教育委員 前泊 直子 教育委員 平良 智枝子	
事務局員	(教 育 部) 部長：砂川 勤 (生涯学習部) 部長：天久 珠江 (教育総務課) 課長：平良 文太郎 総務係長：我如古 千佳枝	
説明員	(教育総務課) 課長：平良 文太郎 主事：砂川 元希 (学校教育課) 課長：与那覇 周作 主幹：源河 武和 教育情報係長：友利 祐揮 主任主事：藪野 真教 (生涯学習振興課) 課長：梶原 健次	
議案等	件 名	結 果
承認事項	会議録署名委員の指名について	
報 告	会議録の承認について（令和4年度第12回教育委員会（定例会）） 教育長報告	承 認 承 認
議案第1号	宮古島市教育委員会組織規則の一部改正について	原案可決
議案第2号	宮古島市教育ネットワーク管理運用規程の一部改正について	原案可決
議案第3号	宮古島市立幼稚園管理規則の一部改正について	原案可決
議案第4号	宮古島市立学校設置条例の一部改正について	原案可決
報告第1号	「第2次宮古島市教育情報化推進計画」の策定報告について	—
報告第2号	臨時代理処分の報告について（宮古島市教育委員会の権限に属する事務補助執行に関する規則の一部改正について）	承 認
報告第3号	臨時代理処分の報告について（宮古島市立幼稚園における特別支援教育支援員配置検討委員会設置要綱の廃止について）	承 認
そ の 他		

会 議 録

大城教育長	<p>これより令和5年度第1回教育委員会（定例会）を開催します。 本日は、全員出席です。 それでは、日程第1「会議録署名委員の指名について」です。本日の会議録署名委員に、下地一美委員を指名します。よろしくお願ひします。</p>
大城教育長	<p>次に日程第2「会議録の承認」です。 令和4年度第12回の教育委員会会議録です。 しばらく時間をおきますので、ご確認をお願いいたします。</p> <p>ご意見、質疑等あればお願いいたします。 （ 質疑なし ）</p> <p>それでは、第12回教育委員会（定例会）会議録について承認としてよろしいでしょうか。 （ 異議なし ）</p> <p>それでは、日程第2「会議録の承認」については、承認といたします。</p>
大城教育長 教育総務課 平良課長 大城教育長 前泊委員 大城教育長 教育総務課 砂川	<p>次に日程第3「教育長報告」です。 事務局から説明をお願いします。</p> <p>（ 資料を読み上げて説明 ）</p> <p>説明が終わりました。私の方から2箇所訂正いたします。 （ 訂正箇所の説明 ）</p> <p>質疑等あればお願いします。</p> <p>去年、奨学生審査についていろいろ要項とか定めたんですけど、募集の状況とかはどうだったでしょうか。</p> <p>はい。こちらは、担当の砂川元希の方で説明をお願いします。</p> <p>今年度2名で募集しまして、問い合わせが10件程あったんですけど、応募</p>

	<p>は1名でした。その1名を採用ということで、今年度から給付ということになります。</p> <p>前泊委員 教育総務課 砂川 定員は2名でしたよね。</p> <p>大城教育長 はい。</p> <p>大城教育長 他にご意見ご質問はありませんか。</p> <p>平良委員 14日金曜日に学校給食調理場視察となっていますけれども、この城辺、上野、下地の他にも、ありますか。どこがあるんでしょうか。</p> <p>大城教育長 この他に、平良調理場と伊良部の調理場がありますが、この日は郡部の調理場を視察しました。時間の都合で伊良部までは視察に行くことができなかったんですが、城辺、上野、下地をみてまいりました。今、調理員不足が課題となっていて、少しでもまた労働環境の整備をということで現場がどのようになっているかということで視察をしてまいりました。</p> <p>他に質疑等ございませんか。 (質疑なし)</p> <p>他に質疑等ないようですので、教育長報告については承認といたします。</p>
<p>大城教育長</p> <p>教育総務課 平良課長</p> <p>大城教育長</p> <p>前泊委員</p>	<p>次に日程第4、議案第1号、宮古島市教育委員会組織規則の一部改正についてを議題とします。</p> <p>それでは説明をお願いします。</p> <p>議案第1号についてご説明いたします。 (資料に基づき説明)</p> <p>ただいま説明が終わりました。 手元の資料を確認していただき、質疑等ありましたらお願いいたします。</p> <p>今の新旧対照表の2ページ目、旧の方の括弧5、6、7、宮古島市文化ホール、教育研究所、未来創造センターはどこにいったんですか。</p>

教育総務課 砂川	<p>こちらはそれぞれ設置条例が制定されているんですけど、今回の改正の目的としまして、図書館、公民館、博物館が生涯学習部の所管であるという規定が条例にも規則にもどこにもないということで、これを明確にさせようというのが最初の目的でありまして、それに際してこの教育機関ということで、組織規則に列記する基準を、どこまでの機関をここに列記するのかということで県内の他市町村を参考にしながら、現在の課長レベルが長として置かれている機関を列記するというふうに改めさせていただきました。</p>
前泊委員 教育総務課 砂川	<p>5, 6, 7はもうなしということで。</p> <p>そうですね。</p> <p>文化ホールは以前、課レベルで文化ホールの長が置かれていた時期もあるんですけど、現在はもう委託という形になっておりまして、生涯学習振興課の中の機関になりますので、こちら外してる形になります。</p>
教育部長 砂川	<p>管理職がいるところだけ、今、列記していて、文化ホールは、担当が生涯学習振興課、それと<u>教育研究所は学校教育課の下に位置づけられています。</u></p>
前泊委員 教育部長 砂川	<p>これは管理職がいるところを機関ということで整理したということ。</p> <p>そうですね。</p>
大城教育長	<p>よろしいでしょうか。</p> <p>他に質疑等ございませんか。</p>
中尾委員	<p>図書館長、公民館長というところで一緒かもしれないですけど、未来創造センター長っていらっしゃるじゃないですか。特段、課長級とかそういうことは関係ないという認識ですか。</p>
教育総務課 砂川	<p>未来創造センター設置条例の中に、課長級のレベルとしての職員のセンター長を置くことができるということと非常勤のセンター長を置くことができるというのが両方定められておりまして、<u>現在のセンター長は非常勤の会計年度任用職員のセンター長になりますので、こちらに列記したら、今後ややこしくなる</u>ということで、今回外すという改正をさせていただきました。</p>

中尾委員	今のお話でいうと、将来はもしかすると課長級が入るかもしれないということですか。
教育総務課 砂川	可能ではあります。その可能性も視野に入れての、その当時の制定なんですかね。
大城教育長 教育部長 砂川	この辺りは部長、説明は補足できますか。 今の時点で、わかりやすく基準を定めようということで、館長、そういう管理職がいるレベルでやりましょうと。その後、不都合とか、他の那覇市とか沖縄市を参考にして作ってますけど、それで、またちょっと不具合が生じるのであればその都度、改めていこうということです。
中尾委員	あくまで意見ということによろしいですか。もうこれはもうあくまで意見です。 未来創造センター長の規定として、課長をおくことができるということが既にあるのであれば、本来ここに載っかるべきかなとは思ってはいます。ただし、現状を鑑みてということを優先的にするのであればそれはそれで、そうなったときに変更していただければなと思うんで、ここはまた気をつけて、そのときに、また抜けてましたで、5年間そのままでしたみたいな話にはならないように気をつけてください。
大城教育長	他にご意見ご質問はありませんか。 (質疑なし) 他になれば、原案のとおり可決としてよろしいでしょうか。 (異議なし) それでは、議案第1号、宮古島市教育委員会組織規則の一部改正については原案のとおり可決といたします。
大城教育長	次に日程第5、議案第2号宮古島市教育ネットワーク管理運用規定の一部改正についてを議題とします。 それでは説明をお願いします。

<p>学校教育課 藪野</p> <p>大城教育長</p>	<p>議案第2号宮古島市教育ネットワーク管理運用規程の一部改正についてご説明いたします。</p> <p>(資料に基づき説明)</p> <p>ただいま説明が終わりました。 質疑などございましたらお願いいたします。</p> <p>(質疑なし)</p> <p>質疑がなければ、原案のとおり可決としてよろしいでしょうか。</p> <p>(異議なし)</p> <p>それでは、議案第2号、宮古島市教育ネットワーク管理運用規程の一部改正については、原案のとおり可決とします。</p>
<p>大城教育長</p> <p>学校教育課 平良</p> <p>大城教育長</p>	<p>次に日程第6 議案第3号、宮古島市立幼稚園管理規則の一部改正についてを議題とします。 それでは説明をお願いします。</p> <p>議案第3号 宮古島市立幼稚園管理規則の一部改正についてご説明いたします。</p> <p>(資料に基づき説明)</p> <p>ただいま説明が終わりました。 質疑などございましたらお願いいたします。</p> <p>(質疑なし)</p> <p>質疑がなければ、原案のとおり可決としてよろしいでしょうか。</p> <p>(異議なし)</p> <p>それでは議案第3号、宮古島市立幼稚園管理規則の一部改正については原案のとおり可決といたします。</p>
<p>大城教育長</p>	<p>次に、日程第7、報告第1号「第2次宮古島市教育情報化推進計画」の策定報告についてです。 それでは説明をお願いします。</p>

<p>学校教育課 友利係長</p>	<p>報告第1号 第2次宮古島市教育情報化推進計画の策定報告についてご説明いたします。</p>
	<p>(資料に基づき説明)</p>
<p>大城教育長</p>	<p>ただいま事務局より説明がございました。この計画の期間はですね、令和5年度から令和9年度までの5年間となります。ご確認いただきましてご質問などございましたら、お願いいたします。</p>
<p>平良委員</p>	<p>42 ページ、脱字があるのかなと思っていますけど。</p>
	<p>42 ページの ICT 必要計画図の左側ですね。</p>
	<p>ICT 活用計画の中の小学校 16 校、中学校 11 校の下の四角です。</p>
	<p>学校CIO (校長) の下、校内活用状況把、握が抜けてませんか。</p>
<p>大城教育長 学校教育課 友利係長</p>	<p>抜けていますね。</p> <p>大変申し訳ありません。</p>
<p>平良委員 学校教育課 友利係長</p>	<p>素晴らしい計画ですね。</p> <p>ありがとうございます。</p>
<p>大城教育長</p>	<p>他に質疑などございましたらお願いいたします。</p> <p>ご質問などはございませんか。</p> <p>(質疑なし)</p>
	<p>それでは先ほど平良委員からご指摘いただいた字句を追記して、他になければ、これで報告としてよろしいでしょうか。</p> <p>(異議なし)</p>
<p>大城教育長</p>	<p>次に日程第8、報告第2号 臨時代理処分の報告について (宮古島市教育委員会の権限に属する事務補助執行に関する規則の一部改正について) です。</p> <p>それでは説明をお願いします。</p>
<p>教育総務課 平良課長</p>	<p>それでは臨時代理処分の報告について(宮古島市教育委員会の権限に属する事務補助執行に関する規則の一部改正について) ご報告申し上げます。</p>

	(資料に基づき説明)
大城教育長	説明が終わりました。 お手元の資料を確認していただき、質疑などございましたらお願いいたします。
前泊委員	ちょっと教えてください。現行の方の(1) (2) (3) (4) (6) は教育委員会の方に戻ってくるという理解でよろしいですか。 そうすると幼稚園の設置とか廃止は福祉部長とかがやることになってたんですか？これまでは。
学校教育課 与那覇課長	設置とか廃止は教育委員会で、事務補助だけがむこうです。
前泊委員	これが戻ってきて、保育料に関するものも戻ってきて、まあ今は無料とは聞いているんですけども、戻ってきて、ということですね。 この右の部分だけが、子ども家庭局の方に。
教育総務課 平良課長	受付だけです。
前泊委員	そして回送っていう意味をちょっと教えてもらってもいいですか。 受付並びに回送に関する。転園、退園の受付並びに回送というのはどういう意味ですか。
教育総務課 平良課長	入園等に関する受け付けたものを情報共有することです。
前泊委員	情報をあげたりすることなんですか。
教育総務課 平良課長	はい。
大城教育長	3年ほど前から福祉部子ども未来課の方から、事務補助執行で預かっている事務を教育委員会に戻したいという要望を受けて、協議を重ねてまいりました。結果的に今年度から預けていた事務を戻したという流れになっています。 他に、ご質問、ご意見などございましたらお願いいたします。
	(質疑なし)

	<p>他に質疑などなければ、承認としてよろしいでしょうか。</p> <p>(異議なし)</p> <p>それでは、報告第2号臨時代理処分の報告について(宮古島市教育委員会の権限する事務補助執行に関する規則の一部改正について)は承認といたします。</p>
<p>大城教育長</p> <p>学校教育課 与那覇課長</p>	<p>次に、日程第9報告第3号臨時代理処分の報告について(宮古島市立幼稚園における特別支援教育支援員配置検討委員会設置要綱の廃止について)です。</p> <p>それでは説明をお願いします。</p> <p>報告第3号臨時代理処分の報告について(宮古島市市立幼稚園における特別支援教員支援員配置検討委員会設置要綱の廃止について)</p> <p>上記案件については宮古島市教育委員会の権限に属する事務の一部委任等に関する規則第2条の規定により、宮古島市教育委員会に付議する事項となっているが、教育委員会に付議する暇がないため、同規則第4条の規定により臨時に代理することとしたのでこれを報告し、承認を求めます。</p> <p>(資料に基づき説明)</p>
<p>大城教育長</p>	<p>ただいま説明が終わりました。</p> <p>お手元の資料をご確認いただき、質疑などございましたらお願いいたします。</p>
<p>平良委員</p> <p>学校教育課 与那覇課長</p>	<p>特別支援教育支援員というのが正式な名前ですか。</p> <p>そうです。</p>
<p>大城教育長</p>	<p>他にご質問はありませんか。</p> <p>(質疑なし)</p> <p>他に質疑などなければ、承認としてよろしいでしょうか。</p> <p>(異議なし)</p> <p>それでは、報告第3号臨時代理処分の報告について(宮古島市立幼稚園における特別支援教育支援員配置検討委員会設置要綱の廃止について)は、承認といたします。</p>

<p>大城教育長</p>	<p>次に日程第10 その他で何かございますか。 (特になし)</p> <p>ないようですので、追加議案、議案第4号、宮古島市立学校設置条例の一部改正についてを議題とします。</p> <p>議案第4号、宮古島市立学校設置条例の一部改正については、宮古島市議会6月定例会提出予定の案件となりますので、宮古島市教育委員会会議規則第9号の規定により秘密会にしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。</p> <p>(異議なし)</p> <p>異議なしと認めます。 議案第4号の審議は秘密会とすることに決定いたします。 関係者以外は、退席をお願いします。</p> <p>(秘密会につき会議録省略)</p> <p>それではここで秘密会を解きます。</p> <p>それでは、議案第4号宮古島市立学校設置条例の一部改正については原案のとおり可決といたします。</p> <p>以上をもちまして本日の日程は全て終了いたしました。 これで令和5年度第1回宮古島市教育委員会定例会を閉会いたします。 お疲れ様でした。</p>
	<p style="text-align: right;">教育長 大城 裕子</p> <p style="text-align: right;">会議録署名委員 下地 一美</p>